

福岡国税局

【相談（業務）内容】

国税（所得税、法人税、源泉所得税、消費税、贈与税、相続税及び酒税等）に関するもの。

○一般的な質問や相談

制度や法令等の解釈・適用についての一般的な質問や相談については、専門の職員を配置した電話相談センターで集中的に対応しています。

<電話相談センターのご利用方法>

- ① 最寄りの税務署に電話する。
- ② 音声ガイダンスに従って、番号「1」（電話相談センター）を選択する。
- ③ 音声ガイダンスに従って、相談したい内容の番号を選択する。
- ④ 担当の相談官がお答えします。

(注)②及び③の操作をされない場合でも、しばらくお待ちいただくと電話相談センターにつながります。

○複雑な質問や相談

複雑で具体的書類や事実関係を確認する必要があるなど電話では対応が困難な質問や相談については、予め税務署にご予約いただいた上で必要な書類等を持参していただき、面接で対応しています。

【対象者】 納税者

【相談日時】 月～金（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:00

【相談方法】 電話相談 予約不要

来署相談 電話にて予約してください。

（管轄の税務署へ電話し、音声ガイダンスに従って「2」を選択してください）

聴覚障害者等案内専用ファクシミリ FAX 番号／092-411-0124

【相談料】 無料

【問い合わせ先・所在地】

区分	住所	電話番号	管轄区域
博多税務署	〒812-8706 東区馬出 1-8-1	092-641-8131	東区の一部(注)・博多区
香椎税務署	〒813-8681 東区千早 6-2-1	092-661-1031	東区の一部(博多税務署管内除く)・宗像市・古賀市・福津市・糟屋郡
福岡税務署	〒810-8689 中央区天神 4-8-28	092-771-1151	中央区・南区
西福岡税務署	〒814-8602 早良区百道 1-5-22	092-843-6211	西区・城南区・早良区・糸島市
HP	http://www.nta.go.jp/fukuoka/		

(注)福岡市東区内、博多税務署の管内 貝塚団地、郷口町、社領 1～3 丁目、箱崎 1～7 丁目、箱崎ふ頭 1～6 丁目、原田 1～4 丁目、筥松 1～4 丁目、筥松新町、東浜 1・2 丁目、二又瀬、二又瀬新町、馬出 1～6 丁目、松島 1～6 丁目、松田 1～3 丁目

なお、国税庁ホームページ（タックスアンサー）にはよくある質問についての情報を多数掲載しており便利です。<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>